

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本会に納付すべき会費について定めるものとする。

(会費の額)

第2条 正会員の会費の額は、別表の施設割と病床割の合計額（診療所は施設割の額）とする。

また、特別会員及び賛助会員の会費は、下記のとおりとする。

特別会員 年額 10,000円

賛助会員 年額 5,000円

(会費の不返還)

第3条 定款第8条に規定するとおり、既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費算定期日)

第4条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

(会費の調整)

第5条 年度の当初において会員の施設が、次の各号のいずれかに該当することが既に明らかになっている場合の当該年度の会費の額は、別に定める基準に従い次の各号に該当する以前の期間と該当した後の期間ごとに、第2条の規定に準じて計算して得た金額を合算した額とすることができる。

（1）年度の途中で病院を廃止し、引き続き国民健康保険診療所を開設し運営することが明らかになっている場合

（2）年度の途中で病院の病床数を大幅に減少することが明らかになっている場合

2 会員が年度の途中で入会した場合の会費の額は、年額を12ヶ月で除した額に未経過月数（1ヶ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 会員が年度の途中で退会し又は除名された場合であってもその年度の会費は、これを納付しなければならない。

(納期)

第6条 正会員の納期は毎年4月、7月、10月、1月の各月の末日までに分割納付するものとする。ただし、新たに会員となった者の会費の第1回の納期は入会月の末日とする。

また、特別会員及び賛助会員の納期は、4月末日までとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

（平成25年3月21日理事会議決）

（平成25年3月21日総会決議）

なお、従前の社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会費規程は、本規程の制定をもって廃止する。

2 病床別会費算定における病床数については、550床を超える施設にあっては、当分の間、550床とみなす。

3 病床数は、当該施設の許可病床数とする。ただし、当分の間、管理者から申請のあった場合には、稼動病床数をもって会費調停の病床数とすることができる。

4 会費の納入に関し、振込み手数料がかかる施設にあっては、その額を差し引いて支払うことができるものとする。

5 当分の間、第2条の規定にかかわらず、正会員の会費の額は、0円とする。

別表

区分		基本会費（年額）	病床別会費（年額）
診療所		240,000円	
病院	50床まで	1,000,000円	1床あたり 4,500円×稼動病床数 550床をもって上限とする。
	51床から100床まで	1,100,000円	
	101床から200床まで	1,200,000円	
	201床以上	1,300,000円	

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年11月7日総会みなし決議)